

第273回岩手県内水面漁場管理委員会議事録

- 1 開催通知年月日 令和5年1月13日（金）
- 2 開催年月日 令和5年2月8日（水）午後3時20分から午後4時13分まで
- 3 開催場所 岩手県水産会館5階大会議室
- 4 出席者

委員（9名）

佐藤由也委員、峰岸有紀委員、菊池岩男委員、高橋愛委員、佐井守委員、
村山定雄委員、島川良英委員、佐野賢治委員、伊藤絹子委員

[欠席委員：柏真喜子委員]

岩手県

森山水産担当技監心得兼水産振興課総括課長、太田漁業調整課長、野澤振興担当課長、藤原主任主査、荒木主任主査、桂川主任、高梨主任、筒井沿岸広域振興局水産部長、阿部大船渡水産振興センター所長、志田宮古水産振興センター所長、工藤県北広域振興局水産部長、五十嵐内水面水産技術センター所長

事務局

前川事務局長、日向技術主幹兼事務局次長、加賀主任主査

傍聴者

石田享一

報道関係者

なし

5 委員会の議事

第1号議案 令和5年度第五種共同漁業権に係る増殖目標の委員会指示について（諮問）

第2号議案 オオクチバス、コクチバスその他のオオクチバス属の魚類及びブルーギルの放流（リリース）を禁止する委員会指示について

6 報告事項

第五種共同漁業権行使規則認可基準等及び第五種共同漁業権遊漁規則認可基準等の一部改正について

7 委員会の経過

前川事務局長

大変、お待たせをいたしました。それでは、会長から開会をしていただき、併せて御挨拶をお願いいたします。

佐藤会長

ただ今から、第273回岩手県内水面漁場管理委員会を開催いたします。開催に当たり、一言、御挨拶を申し上げます。

委員の皆様方には、先ほど開催されました海区委員会との合同協議会に引き続き、御出席をいただき、ありがとうございます。

また、県の方々にも、御出席をいただき、御苦労様でございます。

さて、本日、御審議いただく議案でございますが、令和5年度の増殖目標とオオクチバス等外来魚の放流禁止に係る2件の委員会指示でございます。また、報告事項では、第五種共同漁業権行使規則、遊漁規則の認可基準等の一部改正について、県から報告をいただく予定としております。

お疲れのこととは思いますが、よろしく御審議のほど、お願いをいたしまして、開会に当たっての御挨拶といたします。

前川事務局長

ありがとうございます。それでは、これからの議事進行につきましては、会長にお願いいたします。

佐藤会長

それでは、早速、議事に入ります。第1号議案「令和5年度第五種共同漁業権に係る増殖目標の委員会指示について」を上程します。事務局からの説明をお願いいたします。

加賀主任主査

海区委員会事務局の加賀と申します。失礼ですが、着座にて御説明させていただきます。第1号議案「令和5年度第五種共同漁業権に係る増殖目標の委員会指示について」。要旨、漁業法(昭和24年法律第267号)第120条第1項及び第171条第4項の規定に基づき、令和5年度第五種共同漁業権に係る増殖目標に関する委員会指示を発動しようとするものでございます。

初めに、関係法令等について御説明しますので、資料の6ページを御覧願います。漁業法の抜粋でございますが、この中ほど、第168条に「内水面における第五種共同漁業は、免許を受けた者が水産動植物の増殖をする場合でなければ、免許してはならない。」と規定されております。言い換えますと、この規定によって第五種共同漁業の免許を受けている内水面漁協には、増殖が義務付けられているということになります。

この「増殖」の定義でございますが、次の7ページを御覧願います。平成24年6月8日付けの水産庁長官通知「漁場計画の樹立について」という技術的助言になりますが、中ほど、7 第五種共同漁業の(2)に「増殖とは人工ふ化放流、稚魚又は親魚の放流、産卵床造成等の積極的人為手段により、採捕の目的をもって水産動植物の数及び個体の重量を増加せしめる行為」等とあります。次の8ページの(5)のイには、「委員会が、毎年その年度の目標増殖量等を各漁業権者」、漁協さんになりますけども、「に示し、かつ、委員会名でこの目標増殖量等を県公報で一括公示してください。」とされております。以上のことが、毎年、増殖目標の委員会指示を発動している根拠となるものでございます。

次に、9ページを御覧願います。増殖目標の委員会指示の検討に当たりまして、本委員会では、内規として増殖の意義や増殖等に対する基本的な考え方を定めております。太字で下線を引いてある箇所を中心に掻い摘んで御説明いたします。

まず、3の増殖等に対する基本的な考え方ですが、(1)では、増殖の推進に当たっては、漁場環境の変化や遊漁者数の動向等を考慮すること。(2)では、生息量が十分と認められる魚種の増殖目標の緩和。(3)では、河川の特徴等を生かした資源造成等を図るため、特定魚種の放流を増やす場合は、他魚種の放流等を減らす場合があること。(4)

では、同一魚種の増殖手段について、他の増殖手段で代替することができることとしております。

また、次の10ページを御覧ください。10ページの4では、種苗放流数等の算定についての考え方を示しておりますが、(1)では、直近の漁業権一斉切替え、こちらは、平成25年、10年前になりますけれども、の際に漁協が県に提出した「増殖計画値」と、漁協が作成する当該年、令和5年の「漁協計画値」との比較から指示量を定めるとしていること。また、(2)では、指示量について、特別な取扱いを行う魚種を示しておりますが、これらについては、後ほど個別に説明させていただきます。

このような考え方に基きまして、事務局において令和5年度の増殖目標の委員会指示案を取りまとめたところでございます。

指示案について御説明いたします。別刷りになりますけれども、参考資料が2つほどございます。その後に付いている横の資料となりますが、参考資料1は、令和5年度増殖目標の指示案検討資料となります。また、説明はいたしませんけれども、A4横の参考資料2、こちらの方は各河川、各漁協の39件について、過去の委員会指示量と実績の推移を整理したものでございますので、後ほど御覧いただきたいと思っております。

それでは、参考資料1を御覧願います。表紙の表の左側にアルファベットAからIまで9つの分類とその指示採用値について御説明いたします。

まず、分類Aですが、これは、漁協が作成した令和5年度の漁協計画値が、漁協が平成25年漁業権一斉切替えの際に県に提出した増殖計画値以上である場合、漁協計画値を指示量とするもので、134件ございます。

分類Bでございますけれども、漁協計画値が増殖計画値を下回っているものの、正当な事由があるものとして漁協計画値を指示量とするもので、25件ございます。この分類Bでは、漁協計画値の低下は、何れも組合員や遊漁者の減少等による放流経費の負担能力の低下が要因とされておりますが、漁協計画値が増殖計画値の70パーセント以上であれば正当な事由があるものとして判断し、漁協計画値を指示量とするものでございますので、この70パーセントのラインは平成30年度から判断基準としているものでございますけれども、今回もこれを踏襲させていただいております。

続きまして、分類Cになります。分類Cは、漁協計画値が増殖計画値を大きく下回っており、その計画値の正当性を個別に検証して、委員会が独自に指示量を定めようとするもので、30件ございます。この分類でも、Bと同様に組合員や遊漁者の減少等による漁協の経費負担能力の著しい低下が要因とされております。漁協からは、増殖計画値が下回った計画が提出されたところですが、事務局としましては、一部を除き指示量を大幅に引き下げることが、本来の漁業権の趣旨から望ましくないことと考えております。このため、漁協計画値が増殖計画値の70パーセント未満、あるいは70パーセントを超えていても令和4年までの増殖実績と比べて低下している漁協につきましては、委員会が独自の増殖目標を指示することとして検証・調整し、現状の経費負担能力に見合った数値として指示量とするものでございます。

以下、特殊な事情となりますけれども、分類DからIについて御説明いたします。

分類Dは、当初、計画していた増殖手段、例えば人工ふ化を実施せずに、代わりに他の増殖手段、例えば種苗放流で実施する代替計画でありまして、当初計画の増殖手段には、指示量を示さないもので、6件ございます。

分類Eは、分類Dと対の関係にあるもので、当初計画していた増殖手段、例えば人工ふ化の代わりに種苗放流をするもので、6件ございます。分類DとEは対の関係にございます。

分類のFでございますけども、やまめの放流をもってさくらますの増殖とみなすという内規の4の(2)のイの規定を適用し、さくらますの種苗放流については指示量を示さないものでございまして、32件ございます。

分類Gになりますけども、近年のシラスウナギの不漁により、放流種苗の入手が困難な状況が続いておりますことから、内規の4の(2)のウの規定を適用し、うなぎ種苗の放流は指示量を示さないもので、22件ございます。なお、シラスウナギについては、稚魚の池入れ動向の資料を添付してございます。赤色の表紙の11ページを御覧ください。詳しい説明は割愛いたしますけども、下の方の表を御覧ください。一番右端が令和4年となっておりますけども、稚魚の入手が非常に困難な状況が続き、単価が高くなっているということを示しております。

また、先ほどの資料にお戻りください。分類のHでございますが、コイヘルペスウイルス病のまん延防止の観点から、内規の4の(2)のオの規定を適用し、指示量を示さないもので、10件ございます。

最後に分類Iでございますけども、台風被害、近年では豪雨災害等もありますけども、そういった漁場環境の変化ですとか、その後の復旧工事状況により、未だその継続が当初の計画に相応しくないとされる河川区域について、種苗放流や産卵場造成の場所が限定されているような場合、それから、特定魚種の放流量を増やす代わりに他の魚種を減らす、そういったものを考慮して漁協計画値を指示量とするもので、10件ございます。以上、合計で273件となります。

続いて、各河川の委員会指示案についてでございますけども、表紙をめくっていただいて、次の1ページを御覧願います。表の見方でございますけども、左から河川名、免許番号、漁協名とありまして、区分には上から種苗放流、産卵場造成、人工ふ化の欄を設け、さらにその中で指示案、委員会の指示量でございます、漁協計画値、令和5年度、漁協が放流する計画となっているもの、増殖計画値、これは平成25年に漁協が免許の一斉切替えの際に出したもので、これを3つに区分して記載しております。また、該当する魚種の欄に指示案を増殖計画値で割った率と、先ほど説明しましたAからIまでの分類を記載しております。さらに右端の列には、特記事項としまして、主にBとC及びIのものについて、漁協からの報告等に基づいて事由を記載しております。

時間の都合から、詳細な説明については割愛させていただきますが、1点、修正がありましたので、1枚めくっていただきまして、2ページ目を御覧ください。田老町河川でございます。やまめの産卵場造成が、増殖計画値が2件となっております、漁協計画値が0となっているものですが、これについては最低限の増殖努力ということ

1件を指示案としております。右側に「あゆ」と書いてありますが、「やまめ」の間違いでございまして、この場をお借りして訂正をお願いします。やまめでございますけども、経費負担能力の低下、組合員減少、高齢化等によって厳しい状況にあるということではございましたけども、委員会指示としては1ということでの指示です。

参考までに次のページ、3ページ目、同じ田老町河川で田代川でございまして。こちらの方は、あゆで同じような理由で放流計画値が下がっておりますけども、こちらの方についてはBということにしておりました。

それでは、赤色の表紙の4ページを御覧ください。ここには、県全体の令和5年度の指示案、それから今年度、4年度の指示とその実績を増殖手法別魚種別に整理し、それらの比率を表の下に示してございます。表の一番下になっておりますけども、4年度指示に対する実績を見てみますと、全体的には概ね100パーセントになっておまして、漁協の方で頑張っている状況が見てとれます。一部、わかさぎの種苗放流は51パーセントと低くなってございますが、これは種苗購入先の生産不良等によるものと聞いております。

それでは、令和5年度の委員会指示案について御説明しますので、前の3ページを御覧願います。左側が令和4年度の委員会指示、右側が令和5年度の指示案でございまして、変更箇所を下線を引いてございます。御覧のとおり、定型部では指示番号と年度、年月日のみの変更となっております。

それでは、1ページを御覧願います。委員会指示案でございまして。冒頭を読み上げます。岩手県内水面漁場管理委員会指示第 号。漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項及び第171条第4項の規定に基づき、令和5年度第五種共同漁業権に係る増殖目標を次のとおり指示する。日付につきましては、本日、御承認いただければ、2月28日を予定しております。会長名でお出しいたします。

その下の表ですけども、有家川から次の2ページ最後の砂鉄川まで、河川、漁協ごとの39件について種苗放流数、産卵場造成箇所数、人工ふ化数の順に魚種別に目標値を示してございます。この目標値につきましては、先ほど御説明しました参考資料1の1ページから10ページまでの数値を記載したものでございます。また、注の1から6までについても、指示に含まれております。

この委員会指示が発動されました時には、各漁協あてにその内容について通知いたします。その際は、全ての漁協に対し、今後の財務状況などを十分に勘案しながら、令和5年度の漁業権切替えも見据えて増殖計画値を達成いただくように、文書に付記して通知することといたします。

最後になりますけども、この委員会指示は、県報掲載に当たって、県の法規担当と協議いたします関係から、内容の変更を伴わない字句等の修正については、事務局に御一任くださるようお願いいたします。簡単ではございますけども、御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

佐藤会長

ただ今、第1号議案について事務局から説明がありましたが、これにつきまして委員

の皆様方から御意見、御質問がございましたら、発言をお願いいたします。

佐藤会長

ございませんか。

(「はい」の声)

佐藤会長

はい、ありがとうございます。御意見等がないようでございます、お諮りをいたします。第1号議案について、原案のとおり指示することとし、内容の変更を伴わない字句等の修正については、事務局に一任することに賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

佐藤会長

はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので、原案のとおり指示することを決定いたします。

第1号議案 終了

佐藤会長

続きまして、第2号議案「オオクチバス、コクチバスその他のオオクチバス属の魚類及びブルーギルの放流(リリース)を禁止する委員会指示について」を上程いたします。事務局から説明をお願いいたします。

加賀主任主査

それでは、事務局から引き続き、着座にて御説明させていただきます。

水色の表紙の資料を御覧ください。第2号議案「オオクチバス、コクチバスその他のオオクチバス属の魚類及びブルーギルの放流(リリース)を禁止する委員会指示について」。要旨、外来魚(ブラックバス等)について、その生息数を減らし、繁殖を抑制して、他の水産動物の保護を図るため、漁業法(昭和24年法律第267号)第120条第1項及び第171条第4項の規定に基づき、採捕した水域への放流(リリース)を禁止する委員会指示を発動しようとするものでございます。

この委員会指示につきましては、平成2年に県内においてオオクチバスの生息が初めて確認され、その後、平成5年2月に岩手県内水面漁業調整規則の一部が改正され、オオクチバス等の外来魚の移植が禁止されたにもかかわらず、外来魚の生息区域が拡大したことから、その生息数の減少と繁殖の抑制を図るため、平成13年1月4日に初めて委員会指示を発動しております。その後、平成18年までは指示の期間を4月1日から1年間として、その後、平成19年度からは4月1日からの2年間として、これまで継続して発動してきたものでございます。

令和5年度につきましても、引き続き、委員会指示を発動しようとするものでございますが、その理由につきまして御説明いたします。

3ページを御覧願います。これは、委員会指示の必要性について、簡単にまとめたものでございます。2の令和4年外来魚生息状況調査結果の箇所を御覧願います。事務局では、外来魚生息状況調査を平成12年から毎年実施しております。この調査は、事務局

から県内の各市町村及び内水面漁協に対して調査票を送付し、外来魚の生息状況について御報告いただくというものでございまして、その結果につきましては、毎年、委員会で御報告しております。

令和4年の調査結果では、生息が確認されている市町村の数は18で、令和3年と変わっておりませんが、新たに1市町村で生息が確認されております。県内の生息箇所数は148箇所、依然として生息が確認されているという状況が継続しております。詳細は後ほど説明いたします。

このようなことから、外来魚の生息数を減らし、その繁殖を抑制して他の水産動物の保護を図るためには、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律、いわゆる「外来生物法」によって禁止されている外来魚を他の水域に生きたまま持ち出すことなどの禁止に加えて、「外来生物法」では禁止されていない外来魚のキャッチ・アンド・リリースについて、引き続き、委員会指示によって禁止する必要があります。

なお、4ページと5ページ目を御覧ください。冒頭にもお話ししましたが、これまでの調査に関する経過を示してございます。

次に、6ページを御覧ください。小さくて恐縮ですが、令和4年外来魚生息状況調査結果でございます。生息箇所の名称欄を太字で下線を引いている箇所が新たに報告のあったものとなります。令和4年に新たに生息が確認された市町村は No. 26の遠野市でございまして、土淵町柏崎地区内のため池内でコクチバス、同じく土淵町飯豊地区のため池、青笹町青笹地区のため池、猿ヶ石川の綾織地区水路でオオクチバスの計4箇所、生息が確認されたとの報告いただいております。一方、No. 10の釜石市では小川川、No. 19の八幡平市では川原目堤、No. 25の花巻市では向山森林公園、大迫になりますけれども、そちらの方のため池で生息が確認されなくなったとの報告をいただいております。令和4年度の外来魚調査の結果、一番下の欄の右側になりますが、令和4年より1箇所多い計148箇所、生息が確認されております。

次の7ページには、調査を開始した平成12年からの全生息箇所数の推移を整理しております。

1枚めくっていただきまして8ページになりますけれども、これまで確認された外来魚生息確認履歴図になります。色が濃い所ほど、生息数が多いことを示しております。

また、9ページには、参考として外来魚の放流（リリース）を禁止する各県の委員会指示の状況につきまして、県名、対象魚種、禁止区域、禁止の期間を表にしております。現在、委員会指示を発動している県は、本県を含めまして14県でございます。このほか、2県ほどですが、条例で禁止しているところもございます。

戻りまして、2ページ目を御覧ください。委員会指示の新旧対照表でございまして、左側に「旧」として令和5年3月31日までの現行の委員会指示、右側に「新」として今回発動しようとする委員会指示を記載しております。変更箇所を太字で表記し、下線を引いております。御覧のとおり、変更は3の指示の期間だけで、1の指示の内容と指示の区域に変更はございません。

それでは、簡単でございますけども、委員会指示の案について御説明いたします。1ページを御覧ください。委員会の指示案でございます。読み上げます。岩手県内水面漁場管理委員会指示第 号。漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項及び第171条第4項の規定に基づき、水産動物の保護を図るため、次のとおり指示する。日付につきましては、本日、御承認いただければ、2月28日を予定しております。会長名でお出しします。

1の指示の内容は、「オオクチバス、コクチバスその他のオオクチバス属の魚類及びブルーギルを2の区域において採捕した者は、これらをその区域に放してはならない。ただし、内水面漁場管理委員会が認めた者が試験研究の用に供する場合は、この限りでない。」でございます。

2の指示の区域は、「県内の公共用水面及びこれと接続して一体を成す水面」でございます。

3の指示の期間でございますけども、先ほども申し上げましたとおり「令和5年4月1日から令和7年3月31日まで」の2年間でございます。

以上で、第2号議案の説明を終わらせていただきます。なお、この委員会指示は、県報登載に当たりまして、県の法規担当と協議いたします関係から、内容の変更を伴わない字句等の修正につきましては、事務局に御一任くださるようお願いいたします。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

佐藤会長

ただ今、第2号議案について事務局から説明がございましたが、これにつきまして委員の皆様方から御意見、御質問等がございましたら、御発言をお願いいたします。

伊藤委員

はい、質問。

佐藤会長

はい、伊藤委員、どうぞ。

伊藤委員

7ページの外来魚の全生息個所数、場所の数があまり減っていないというか、大体この水準でいっているようなんですけども、個体数っていうのは分かるんですかね。個体数は減っているとか、そういった良い情報があれば教えていただきたいなと思ったんですけど、もし分かれば結構です、すみません。

加賀主任主査

冒頭にも申し上げましたけども、市町村と、あと漁協さんに協力をお願いしているんですけども、このための調査をしているというよりは、釣りの時の情報ですとか、そういったものをベースにしておりますので、個体数までは、ちょっと把握できておりません。

伊藤委員

分かりました。ありがとうございます。

佐藤会長

その他、ございませんか。

(佐井委員、挙手)

佐藤会長

はい、佐井さん、どうぞ。

佐井委員

外来種に関する委員会指示に関しては、特に問題はないと思うんですが、この外来種法とですね、県の方のこれからの動きを考えると、キャッチ・アンド・リリースにより生体移動を禁止したからといって、これが増えるのかどうか、減るのかどうかというのは、科学的に検証ができていないと思いますので、他の都道府県の動向とかですね、いろんなものを科学的に検証してですね、これから岩手県の方で外来種を減らすのであれば減らすような政策を、ちゃんと真剣に考えていかなければならないのかなと思います。同じような毎回指示を出しても、効果が出なければあまり意味がないと感じております。よろしく願いいたします。

佐藤会長

県の方では、今、佐井委員から出された御意見と御質問に対する考え方というか、何かこの先、このようにしたいとかという計画はございますか。

野澤振興担当課長

振興課、野澤でございます。外来魚は、先ほど佐井委員の方からもお話がありましたように、実態として、個体数もよく分からないというような状況もございますので、今、148という個所がございまして、なかなか減らないということでございます。そういったような実態をですね、まずはしっかり把握していくことが重要かと思っておりますので、そういったところ、今後、調査、研究、検証等してまいりたいというふうに考えております。

佐藤会長

はい、ありがとうございます。佐井委員さんが言った質問に対する答弁ということでしょうけども、私から言わせていただくとカワウだけじゃないよ、こういうものもこれだけ害になってるよという考え方がございますので、カワウはカワウで一生懸命やってほしいんですけど、カワウ以外にもこういう外来種の影響というものを真剣に考えて欲しいなど、私の方からもよろしく願いいたします。

佐藤会長

そのほか。

(佐井委員、挙手)

佐藤会長

はい、佐井さん、もう一回。

佐井委員

ありがとうございます。前向きに検討していただけると、本当に漁業者としても安心できる場所があります。ただ、あまり予算とか、いろんなものが揃わない中で動くというのは厳しいと思いますので、一つ提案があるんですが、オオクチバス類だけでは

なくてですね、水産の中の水生生物の中で外来種が非常に種類が、今、増えてきております。この資料にもですね、内水面の技術センターさんの方に情報が無いというふうな形でコクチバスが曖昧な扱いになってるんですが、実は、釣り人から実際に釣れたとか、写真とか、現物も送られてきたりしておりますので、もっと漁業者さんと情報の共有を強化してですね、全体的に岩手県の水域を守るんだ、みたいな動きができるとですね、非常に予算も少なくて済むのかなと思います。もう一つは、現実的なのかどうか分かりませんが、1ページの水産動物の保護の指示なんですが、こちらの1番、「オオクチバス、コクチバスその他のブルーギルを区域で採捕した者は、その区域に放してはならない。ただし、内水面漁場管理委員会が認めた者が試験研究のために供する場合は、この限りでない。」という部分があるので、これ、ずっとこの文章を見ているんですが、この内水面漁場管理委員会が認めた者っていうのは、今までいらっしまったのか、それともこの先、存在するとか、ここをお聞きしたいと思います。

前川事務局長

このただし書きの内水面漁場管理委員会が認めた者ですけれども、私の記憶している範囲内では、これまで指示を出してから委員会として、このただし書きを適用して試験研究の用という理由で、委員会が認めた実績はないというふうに記憶をしております。

佐井委員

ありがとうございます。例えば、試験研究のためにですね、外来種の抑制についていろいろ研究されている大学もあると思います。ただ、こちらには伊藤先生、峰岸先生がいらっしまいますので、いろんな情報も踏まえてですね、ワーキングチーム的なものも一度作ってですね、漁場管理委員会以外の部分でもいいので、研究会みたいなものを立ち上げてはいかがでしょうか。

前川事務局長

どういった形で対策・対応をとっていくかというところの一つの御提案だと認識いたしましたので、そういったことも含めて検討はさせていただきたいと思います。ただ、この委員会指示のただし書きの部分は、「放してはならない」ということのただし書きですので、例えばリリースをして、標識とか何かを付けてリリースをして、魚群行動を把握するとか、そういった形のものに対するただし書き、適用除外という形になりますので、そういった需要がどれくらいあるかというところもあるかと思います。そういったところについては情報を収集しながら対応していければと考えております。

佐井委員

ありがとうございました。以上です。

佐藤会長

そのほか、ございませんか。

佐藤会長

御意見がないようでございますので、お諮りをしたいと思います。第2号議案について、原案のとおり指示することとし、内容の変更を伴わない字句等の修正については、事務局に一任することに賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

佐藤会長

はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので、原案のとおり指示することに決定いたします。

第2号議案 終了

佐藤会長

次に、「報告事項」に移ります。報告事項「第五種共同漁業権行使規則認可基準等及び第五種共同漁業権遊漁規則認可基準等の一部改正について」、県の方から御説明をお願いいたします。

太田漁業調整課長

水産振興課でございます。それでは、報告事項につきまして、御説明させていただきます。以降、着座にて御説明させていただきます。

黄色の表紙の資料を御用意願います。漁業法の規定によりまして、第五種共同漁業権を免許された漁業権者は、漁業権行使規則と遊漁規則を制定し、県の認可を受ける必要がございます。これらの認可の審査をするに当たりましては、これまでも、県が定める認可基準に基づいて判断しておりましたが、先般の漁業法改正や国の技術的助言、平成25年の漁業権免許切替え以降の内水面漁業を取り巻く状況の変化等を踏まえまして、これらの認可基準と規則例の一部改正を行なったところでございます。改正後の認可基準と規則例につきましては、本日の委員会での御報告のほか、後日、県のウェブサイトでも公表することとしております。

それでは、資料1ページを御覧ください。こちらが、今回の認可基準と規則例の改正に係る概要を示しているものでございます。それぞれ、左側から順に条項等の項目、現行の条文、改正後の条文、右端の備考欄に改正の内容や理由等を記載しているものでございます。重要な変更をゴシックの太字にしていますので、本日はこちらを中心に御説明させていただきます。

2ページ以降は、行使規則認可基準・運用の本文と新旧対照表、同様に行使規則例、遊漁規則認可基準、遊漁規則例の4つにつきまして、それぞれ本文と新旧対照表の順に示しているものでございます。

では、主な変更点につきまして御説明させていただきます。資料1ページの中ほど、行使規則例の第11条を御覧ください。こちらは改正漁業法において、組合員から組合へ操業日数や漁獲量等の報告が義務化されたことに基づく、新設の項目となります。

本文の記載内容につきまして御説明しますので、資料12ページ、上から2行目、第11条、組合員行使権の行使状況等の報告を御覧ください。第2条に規定する組合員行使権を有するもの、すなわち組合員は、「前年の漁業ごとの操業日数、漁獲量、漁獲金額及び魚種別増殖実施量につきまして、毎年〇月末までに、組合に報告しなければならない。」となります。

また、資料1ページにお戻りいただきまして、表の最下段、遊漁規則例になりますが、こちらの第11条を御覧ください。こちらは、行使規則第11条にも関連するものですが、遊漁者に対して組合が実施する採捕量調査等への協力を求める内容となります。

遊漁規則例の本文としましては、資料25ページの第11条、遊漁に際を守るべき事項の第5項を御覧ください。「遊漁者は、組合が漁業法に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。」とありまして、遊漁者にも組合が実施する調査等への協力を求めることとなります。

これらの組合員からの報告や遊漁者から提供していただきました釣果等は、組合から県に行使状況報告を行う際の貴重なデータとなり、県はこの内容をまとめて内水面漁場管理委員会へ報告することとなります。

改正漁業法において、既存の漁場につきましては、この行使状況報告によりまして「漁場を適切かつ有効に活用」していることを確認し、漁業権を優先的に免許することとなりますので、非常に重要な変更内容となるものでございます。

資料1ページにお戻りいただき、行使規則例の第13条を御覧ください。こちらは改正漁業法におきまして、行使料の額を行使規則に明示することが義務化されたことに対応するものでございます。

本文につきましては、資料12ページ、第13条の漁業権管理費の負担項目の表を御覧ください。このように、漁業の名称、単位、行使料の額を一覧表として示すこととなります。

簡単ではございますが、説明については、以上となります。

佐藤会長

ただ今、県の方から説明がございましたが、これにつきまして委員の皆様方から御質問等がございましたら、御発言をお願いいたします。

佐藤会長

ございませんか。

(「はい」の声)

佐藤会長

はい、ありがとうございます。御質問がないようでございます。次に「その他」に移ります。

報告事項終了

佐藤会長

その他でございますが、委員の皆様方から、この委員会で共有したい情報等ございましたら、お願いいたします。

佐藤会長

ございませんか。

(佐井委員、挙手)

佐藤会長

佐井さん、どうぞ。

佐井委員

漁場管理委員会の内容には、ちょっと関わらないかもしれませんが、ちょっと観光の方で情報がありまして、今、西和賀淡水漁協の方には台湾とか海外から釣りをしたいという方からの問い合わせが結構来ておりまして、釣券に関しても海外の人にそのままの金額で売っても、特に問題はないのか、要は払いたくないっていう人もいたり、色々あってですね、その場合、同じ日本の法律で漁協が払ってくれって言うていいのか、それとも観光のパックに入れるべきなのか、その辺の扱いがちょっとよく分からなくてですね、これから相談させていただきたいなと思っていました。

佐藤会長

太田さん、今の質問の中身、分かった。

太田漁業調整課長

遊漁料につきましては、基本的に放流等に係る経費に対して課金しているものなので、外国の遊漁者の方につきましても、遊漁料については徴収するような形で働きかけていただければと思います。

村山委員

岩洞湖でわかさぎ釣りに来るインバウンドの方は、ツアー料金に含まれています。花巻空港から岩洞湖に直接行って、高々1時間くらい釣って、それから花巻温泉に宿泊するっていうようなツアーがあって、岩洞湖漁協ではテントを用意して、スタンバイしてるんですよ、日釣券もらって。

佐藤会長

太田さん、これ単協単協で判断するという事はOKなの。

太田漁業調整課長

遊漁規則の中に入れてですね、よく高齢者の方の優遇、例えばそういう形でやりたいということであれば出していただければ、こちらの方としては規則の認可基準に沿った内容であれば、その形での遊漁規則については認可する形になりますので、どのような形で徴収するのかわからないのか等々、漁協さんの中で決めたいうえで、こちらについて相談していただければと思います。よろしくお願いします。

佐藤会長

佐井さん、海外の人だから優遇して無料という扱いにするぐらい、多分、余裕はないだろうから、貰うものは貰った方がいい。

佐井委員

台湾と中国の方から観光会社が入って来てるんですが、実は富裕層が相手なので、雑魚1日券600円はないでしょと、例えば10万払いたいたいっていう人もいるんですよ。その時

に、10万受け取っていいのか、600円しか受け取ってはいけないのか。その辺は、第五種漁業権では600円と決められているんですけど、それ以上受け取ることは…。

佐藤会長

いや、西和賀淡水さんの遊漁規則の中に、そこまで踏み込んだ書き方が記載されてれば、多分、太田さんはOKというでしょう。

太田漁業調整課長

行使料と一緒に遊漁規則もそうなんですけど、客観的にですね、ちゃんと外部に対して御説明できるような形で計算した金額、必要な経費を取っているんで、例えば現在の日釣がいくらか決まっている場合に、それ以上の金額を払いたいという方がいれば、それは寄付ですとか、別の形のもので御検討してもらえれば、あくまでも遊漁料、外国の人だけ高額というか、あまりそこで差をつけるっていうのは適当ではないということになりますので、御検討の際にはその点について御注意いただければと思います。

佐藤会長

はい、ありがとうございます。そのほかなければ、県の方から。

(五十嵐内水技所長、挙手)

佐藤会長

はい。

五十嵐内水面水産技術センター所長

先ほど、佐井委員の方からですね、外来魚の情報提供みたいな場という話があったんですけど、最近、内水面水産技術センターの方には外来魚等の話は直接きているっていうことは、私の方では把握してないですけども、何れですね、そういった、色々ですね、個別には相談とかですね、そういうのは内水面にきておりますので、例えば溪流魚の話とか、そういうものについては直接、話がきたりしておりますので、必要に応じて、もしそういう、例えばブラウントラウトのような話とかあれば、直接、内水面の方にも相談してもらえればと思います。

場合によっては、そういうものについてですね、内水面の方で会議とか持ちまして、今、魚病とかの会議をやっているわけですけども、必要に応じて、そういうものも検討して行きたいと思いますので、よろしく願いいたします。

佐藤会長

はい、ありがとうございます。県の方からは、そのほか、ございませんか。

太田漁業調整課長

ございません。

佐藤会長

事務局から、何かあればお願いします。

前川事務局長

それでは、事務局から御連絡をいたします。

次回、第274回の委員会の日程についてでございます。来月、3月22日水曜日の開催を予定してございます。詳細につきましては、追って、文書により御案内させていただきます。

たいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。事務局からは、以上でございます。

佐藤会長

それでは、これで本日の日程は全て終了いたしましたので、これにて委員会を閉会いたします。皆様、本日は大変御苦勞様でございました。

終了（午後4時13分）
